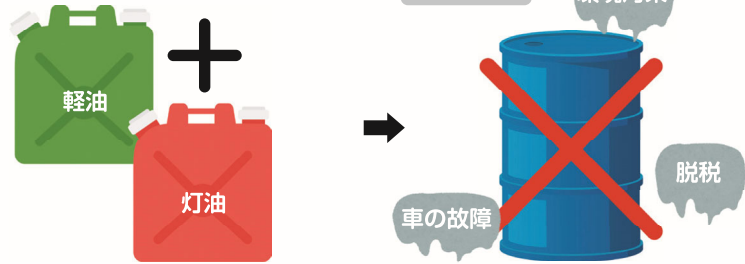


NO！不正軽油！

■ 不正軽油とは？

軽油に灯油や重油を不正に混ぜて軽油と称して流通しているもの等で、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなります。

〈不正軽油製造の例〉



■ 不正軽油にかかわるすべての人に重い罰則が科されます。

不正軽油の製造、販売、使用だけでなく、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、製造場所を提供した人なども重く罰せられます。

例) 不正軽油を製造すると…

知事の承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに、製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

こんなときは「不正軽油ホットライン」まで情報をお寄せください。

- 著しく廉価な軽油の売り込みがあった！
- 排気ガスの色が黒っぽい！
- 給油後、エンジンの調子が悪くなった！
- 購入先の連絡先が携帯電話である！
- 代金の支払い方法が現金払いである！



不正軽油ホットライン

不正軽油に関する情報をお寄せください

ふ せ い は ゼ ろ

TEL・FAX 045 (210) 2380

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日および年末年始を除きます)

神奈川県不正軽油対策協議会

神奈川県石油業協同組合・(一社)神奈川県トラック協会・(一社)神奈川県バス協会
(一社)神奈川県建設業協会・第三管区海上保安本部・関東運輸局神奈川運輸支局
神奈川県警察・神奈川県

軽油は県内で買いましょう

軽油引取税は軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。